

令和3年度沖縄県振興審議会  
第2回福祉保健部会議事録

1 日時 令和3年8月6日(金) 14:29~16:25

2 場所 オンライン開催(沖縄県庁6階第1特別会議室)

3 出席者

【部会委員】

※オンライン参加

部会長 安里 哲好 一般社団法人沖縄県医師会会長  
副部会長 湧川 昌秀 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会会長  
米須 敦子※ 一般社団法人沖縄県歯科医師会会長  
平良 孝美※ 公益社団法人沖縄県看護協会会長  
前濱 朋子※ 一般社団法人沖縄県薬剤師会会長  
宮城 雅也※ 公益社団法人沖縄県小児保健協会会長  
小那覇涼子※ 公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会  
沖縄県マザーズスクエアゆいはあと統括責任者  
安座間葉子※ 沖縄県保育協議会会長  
岡野みゆき※ 公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会事務局長  
村田 涼子※ 社会福祉法人若竹福社会理事長  
村濱千賀子※ 公益社団法人沖縄県栄養士会会長  
高良 清健※ 一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会会長

【沖縄県振興審議会委員/産業振興部会専門委員】

本村 真※ 国立大学法人琉球大学教授

【事務局等】

子ども生活福祉部： 座安生活企画統括監、宮平子ども福祉統括監、  
久貝福祉政策課長、大城保護・援護課長、前川子育て支援課長、  
仲村子ども未来政策課長、山内青少年・子ども家庭課長、宮里障害福祉  
課長、屋我高齢者福祉介護課長、神谷福祉政策課総務企画班長

## 開会

### 【事務局 神谷総務企画班長(福祉政策課)】

ただいまより沖縄県振興審議会第2回福祉保健部会を開会いたします。

本日、司会を務めさせていただきます沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課の神谷と申します。よろしくお願いいたします。

本日の素案審議は福祉分野を中心に御審議いただくこととなっておりますので、忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。

早速ではありますけれども、調査審議に入らせていただきます。

安里部会長、よろしくお願いいたします。

### 【安里部会長】

福祉保健部会の安里でございます。

今日はお忙しい中、Zoomではございますが、会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日の議事進行に当たっては、皆様の御協力どうぞよろしくお願いいたします。

初めに出席状況の確認を行いたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

### 【事務局 神谷総務企画班長(福祉政策課)】

本日は福祉保健部会に所属する専門委員12名のうち、12名全員の皆様が御出席いただいております。

また、第1回に続きまして、国の沖縄振興審議会にて児童福祉分野の専門委員を務められている本村真琉球大学教授に御参加いただいております。

なお、前回欠席だった2名の委員の皆様が今回初めての参加となっております。

栄養士会の村濱委員、また、高良委員、一言御挨拶をいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

では、村濱委員からお願いいたします。

### 【村濱専門委員】

こんにちは。前回参加できなくて、お話ができるといいかなと思っていますが、どうぞお願いします。

### 【事務局 神谷総務企画班長(福祉政策課)】

ありがとうございます。

引き続きまして、高良委員、お願いいたします。

### 【高良専門委員】

皆様こんにちは。沖縄県介護支援専門協会の高良といたします。よろしく申し上げます。

### 【事務局 神谷総務企画班長(福祉政策課)】

ありがとうございました。

では、安里会長、よろしくお願いいたします。

## 1 議 事

### 【安里部会長】

御紹介ありがとうございました。

村濱委員、高良委員、それから本村先生、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速審議に入りたいと思います。

本日の検討テーマは、主に福祉分野の施策や指標ということになっております。

まず、本日の議事の進め方について、次第の議事(1)検討テーマの概要について、議事(2)第1回部会における意見・質疑について、議事(3)沖縄県振興審議会委員及び他部会の専門委員からの提出意見まで、事務局から一通り説明してもらい、その後、議事(4)自由討議の中で、意見交換、質疑等をお願いしたいと思います。

また、福祉保健部会各委員の皆様から、事前に御提出いただいている御意見についても、議事(4)の自由討議の中で、初めに委員からの御意見の趣旨説明をしていただき、事務局から対応方針の説明を伺った後、意見交換をしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議事の(1)から(3)までについて、事務局からの説明をお願いいたします。

説明するなかで、どうしてもこれは確認したいというときは、どうぞ御自由に手を挙げていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

### (1)検討テーマの概要について

#### 【事務局 久貝福祉政策課長】

事務局の説明を行います。

福祉政策課長の久貝と申します。どうぞよろしくお願い致します。

本日の検討テーマは、新たな振興計画(素案)の中の福祉分野について説明をし、御意見をいただきたいと思います。

前回配布いたしました資料9. 新たな振興計画(素案)【福祉保健部会審議事項抜粋版】

と資料10. 関連体系図(案)～新たな振興計画の成果指標等一覧～【福祉保健部会審議事項抜粋版】を御覧ください。2つの資料を左右に置いていただければよいと思います。

議論する時間を確保するため、素案については委員の皆様も既に目を通されているかと思えます。議論する範囲のみを説明して、成果指標に少し比重を置いた説明をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

まず、資料9の素案を準備してください。右下のページで5ページと書いているところです。中央には52ページとありますけれども、右下のページで進めさせていただきます。

素案の青枠で囲まれた部分が今回の検討テーマとなる福祉分野、次ページ以降の赤枠は第3回の部会で御審議いただく保健分野、共通部分は枠が重複した形で表記させていただいております。

では、青枠の部分、福祉分野について改めて説明いたします。

資料9の素案5ページに戻ります。

本日御審議いただく1つ目のテーマは、21行目、基本施策「2 心豊かで、安全・安心に暮らせる社会を目指して」の中の24行目、(1)子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進です。県政の重要課題である、子どもの貧困対策を最初の項目に掲げています。こちらは5ページから9ページの9行目までが範囲となっております。

これに対応する成果指標としましては、資料10. 関連体系図の2ページ目を御覧ください。

施策展開アの施策①つながる仕組みの構築については、子どもの貧困対策支援員による支援人数、施策②県民運動の推進及び子どもの貧困問題に関する普及啓発については、沖縄子ども未来県民会議サポーター(個人)会員数となっております。

また、施策展開イの施策①生活支援の充実については、子どもの居場所の利用者数、施策②経済的な支援の充実については、困窮世帯の高校生を対象とした学習支援による大学等進学率となっております。

続いて、施策展開ウの施策①ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への生活自立支援については、就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数を成果指標としています。

このページの一番上の項目を御覧ください。基本施策「子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進」に対応する主要指標、いわゆる大きな目標として、沖縄子ども調査による困窮世帯の割合を掲げております。

次に2つ目のテーマですけれども、資料9. 素案の9ページの13行目を御覧ください。

(2)誰もが安心して子育てができる環境づくりです。こちらは11ページの26行目までの範囲となっております。

これに対応する指標としては、資料10. 関連体系図の3ページ目を御覧ください。

施策展開アの施策①、②は保健分野のため、第3回部会での御審議をお願いします。施策③乳幼児期の子育て環境の充実については、保育所等入所待機児童数(顕在・潜在)を成果指標としております。

また、施策展開イの施策①子どもの多様な居場所づくりについては、放課後児童クラブ登録児童数、施策②困難を有する子ども・若者やその家族等への支援については、子ども・若者支援地域協議会設置件数、施策③要保護児童や児童虐待に対する取組の強化については、子ども家庭総合支援拠点設置市町村数をそれぞれ成果指標としております。

次に、資料9の素案に戻ります。素案の17ページを御覧ください。

9行目、(4)高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実が3つ目のテーマです。

この項目は、高齢者や障害者、困難を抱え支援を必要とする方々への取組を記載しています。こちらは20ページの14行目までの範囲となっております。

これに対応する成果指標としましては、資料10. 関連体系図の5ページを御覧ください。

施策展開アの施策①高齢者の社会参加の促進については、老人クラブ加入率の全国順位、施策②住み慣れた地域で暮らせる環境づくりについては、認知症サポーター数、施策③介護サービスの充実については、介護老人福祉施設(地域密着型を含む)及び認知症高齢者グループホーム定員数をそれぞれ成果指標としております。

施策展開イの施策①地域生活の移行支援については、福祉施設から地域生活への移行者数、施策②発達障害児や発達障害者への支援については、発達障害者の相談窓口を設置している市町村数、施策③障害者の社会参加の促進については、障害者スポーツ活動団体数、施策④誰もが活動しやすい環境づくりについては、福祉のまちづくり条例完了検査施設における適合証交付率をそれぞれ成果指標としております。

また、施策展開ウの施策①福祉サービスの包括的な支援体制の強化としては、地域福祉計画に包括的な支援体制の整備を位置づけている市町村数、施策②困難な生活を支える支援体制の構築としては、民生委員の充足率を成果指標としております。

このページの一番上の項目を御覧ください。基本施策「高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実」に対応する主要指標(大きな目標)として、元気な高齢者

の割合(要介護認定を受けていない高齢者の割合)を掲げております。

以上が大きな項目となりますけれども、その他、資料9. 素案の23ページ、ウ 公平で良質な医療・福祉サービスの確保のうち、24ページの11行目、②福祉・介護サービスを受ける機会の確保についても本日のテーマ項目となっており、対応する成果指標は、資料10. 関連体系図の6ページ、施策展開ウの施策②にあるとおり、介護サービスを受けられる離島数としています。

また、資料9. 素案34ページの20行目、③保育士の育成確保と④福祉・介護の人材育成確保についても、本日のテーマ項目となっております。

対応する成果指標は、資料10. 関連体系図の8ページ、施策展開イの施策③、④にあるとおり、保育士の有効求人倍率、介護支援専門員の養成数としています。

以上が、本日御審議いただく子ども生活福祉部が所管する素案と指標の該当箇所となっております。

## **(2)第1回部会における意見・質疑について**

引き続きまして、第1回部会において各委員の皆様からの御意見や御質問いただいた件について、関係課から御説明をさせていただきます。

各課からの回答に先立ちまして、今回追加で資料を配付させていただいています。右上に資料1と書いているものですが、主要指標・成果指標に係る取組事例一覧です。

第1回部会の際、平良委員より「施策に対して成果指標が一つでよいのか」といった御趣旨の御意見をいただきました。また、湧川副会長から「過去の比較や全国との比較といった位置づけが必要ではないか」という御意見をいただきましたので、この資料を配付いたします。

1ページをめくってください。取組事例の一覧表がございます。

このように、各種施策では様々な取組がひもづけられております。1ページは子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進ですけれども、施策展開がア、イ、ウとそれぞれあります。

施策展開アの中に①つながる仕組みの構築という項目があります。この中には例として3つの成果指標を掲げています。

子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うためには、貧困対策支援員の配置人数とそのための体制の強化ということで、居場所運営者に対する研修回数や母子健康包括支援センターの設置市町村数、こういった代表的な成果指標以外に細かな指標を設

定する予定です。

施策②については、普及啓発の部分ですけれども、県民運動普及啓発イベントの開催件数や県民運動参加団体数といったものを盛り込んでいます。

このように、資料10にある成果指標は代表的なもののみを記載しておりますけれども、新たな振興計画が正式に決定し、この例示でした取組が実施計画に盛り込まれることが決定する次年度以降、実施計画を策定する段階で各種取組ごとの指標を設定することになっていきます。

また、当該一覧表の一番上の項目を御覧ください。中央に現状値と全国比の値を参考までに記載させていただいております。次年度以降、現状値や全国比較の数値を用いた実施計画を策定することになっております。素案には細かな成果指標全てを記載するのではなくて、代表的な指標を掲げ、全国比較などの数値は実施計画の中で整理をしていくということで御理解をいただきたいと思っております。

少し駆け足になりますけれども、引き続きまして、資料2を御覧ください。意見書及び審議結果案(「素案」に関する意見)です。第1回部会において、当該福祉保健部会の専門委員からいただいた意見について、説明をさせていただきます。

まず、私のほうで各委員の皆様の意見と提案理由を説明させていただき、その後、各所管課より説明をさせていただきます。

1 ページ目の番号1、産業振興部会委員である本村委員からの意見です。

素案の55ページの24行目、「ウ ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援」の中の「ひとり親家庭等」の記載について、祖父母等が子どもを養育している「養育者世帯」について、ひとり親対策のキーワードとして記載してはどうかという趣旨の意見です。

続いて番号2、安座問委員からの意見です。171ページの20行目「③保育士の育成・確保」に係る施策について、保育士の確保も重要であるが、保育士の育成、資質向上のため、1年目、5年目、10年目、いわゆるキャリアアップの研修等も大事であり、「保育士の研修等」について具体的に記載してはどうかとの意見をいただいております。

それでは、各所管課より表の一番右側の審議結果(案)、こちらは事務局(案)という位置づけにしておりますけれども、これについて説明をさせていただきます。

また、資料にはありませんけれども、さきに前回部会で岡野委員から質問いただいた件に関しても併せて説明をさせていただきたいと思っております。

では、子ども未来政策課からお願いします。

**【事務局 仲村子ども未来政策課長】**

子ども未来政策課長仲村と申します。よろしく申し上げます。

前回55ページ、16行目の②経済的な支援の充実に関連して、回答に漏れがありましたので改めて回答いたします。

経済的な支援の充実の対象に通信制が含まれているかどうかという御質問だったのですが、その場で回答できませんでした。今回は大学及び専門学校について御説明しましたが、高校の通信制課程も含まれているということを補足させていただきます。

**【事務局 山内青少年・子ども家庭課長】**

続きまして、資料2の1ページ、本村委員からございました養育者世帯のキーワードについての考え方につきまして、右端の審議結果(案)を御覧いただきながら説明します。

県におきましては、母子、父子、寡婦、養育者等を含めた様々な世帯に対して支援を行っているところでありまして、総称的な表現として「ひとり親家庭等」と記載しているところです。記述につきましては、原文案のとおりでいきたいと考えております。

**【事務局 前川子育て支援課長】**

子育て支援課長の前川です。よろしくお願いいいたします。

安座間委員からの御提言のとおり、保育士の法定研修のお話になっているということで、後でお伺いしました1年目、5年目、10年目研修も大事であるということで御意見をいただいているところです。

委員のおっしゃるとおり、我々も幼児教育保育施設の質の向上を目指して、認可外保育施設も含めて様々な保育所で質の均一化を目指して頑張っているところでございます。

幼稚園、認定こども園の法定研修につきましては、初任者研修と2年目研修、中堅研修がございます。ただ、そちらには保育所が対象になっていないという状況は実情でございます。例えば初任者研修につきましては、園外研修8日のうち1日だけ対象になっているという状況もございまして、保育所等も対象にするように、幼小接続の観点から幼稚園等と同様に研修を充実することは重要であると考えております。

引き続き教育庁と連携しまして、全ての保育所等が幼稚園等の教育に引けを取らない、質をそこに持っていくような取組を連携して取り組んでいきたいと思っております。

審議結果といたしましては、委員の御意見を踏まえまして「保育士等の育成及び資質向上に向け、研修の充実に取り組む」という文言を追加させていただきます。

以上です。



### (3) 沖縄振興審議会委員及び他部会専門委員(福祉保健部会委員以外の委員)からの提出意見について

#### 【事務局 久貝福祉政策課長】

この回答については、後ほど自由意見の中で議論させていただければと思います。

引き続きまして、資料2の2ページ以降の意見について説明します。

ここからは議事(3)沖縄県振興審議会委員及び他部会専門委員からの提出意見となります。

なお、福祉保健部会の委員の皆様からいただいた意見については、後ほど自由討議の中で御審議を行いたいと思いますので、よろしくお願います。また、保健分野に係る意見については、次回第3回福祉保健部会の議題とさせていただきます。

2ページ目、審議会委員である淵辺委員からの意見でございます。

番号3、社会参画とキャリアアップに資する学び直しの機会の創出の欄ですけれども、記載されている「社会参画の機会創出」という表現に異論はないが、沖縄の最も重要な社会的課題である貧困の連鎖を断ち切るための施策でもある旨、より強い表現・メッセージ性がほしいという意見です。

番号4については、保健分野のため、第3回部会の議題とさせていただきます。

続いて3ページ目、学術・人づくり部会の喜屋武委員からの意見です。番号を振っておりませんが、5番目、一番上のものです。

生活支援の充実、これは子どもの貧困解消の関係ですけれども、意見としては切れ目のない支援を親にも子どもにも行うと明記されていることはすばらしいと思う。少し気になるのは生活支援と経済支援にとどまっていると受け取られないかということです。学校と地域社会が協働で、親子ともに自己肯定感や自己有用観を育てることを見据えた支援体制が少しでも見える表現にしてはどうかと。貧困の連鎖は経済問題よりも心の問題が根が深いという理由となっています。

その下、番号6から7については保健分野のため、第3回部会の議題とさせていただきます。

また、5ページから9ページの小那覇委員、本村委員、湧川副部会長の意見については後ほど自由討議の中で御審議願いたいと思います。

続きまして、資料3. 意見書及び審議結果案(「関連体系図案」に関する意見)を御覧ください。今度は成果指標に関する意見になります。

1 ページ目、学術・人づくり部会の喜屋武委員からの意見について説明をします。

最初に、ひとり親家庭の困難を抱える保護者への生活自立支援、成果指標は定着率となつていますが、就職後1年もしくは3年という目標値に変えてはどうかと。就職に就くことも重要ですが、経済的自立には定着率が肝腎だと思つと。短期的な労働を繰り返している傾向があるので、キャリアパスができず、非正規雇用、所得が上がらない、生活資金にゆとりがないなどのループから抜けられないのが実情であるということで、就職後の経過も必要ではないかという意見です。

同じく1 ページ目の産業振興部会の金城部会長意見、2 ページ目の離島過疎地域振興部会の古謝委員からの上から2 つ目までの意見については、保健分野のため、第3 回の議題とさせていただきます。

上から3 つ目の古謝委員からの意見について説明をさせていただきます。

介護サービスを受けられる離島数ということで成果指標を掲げていますが、ここに入所という表現も追加してはどうかという意見です。理由としては、要介護高齢者や家族が最後まで島で生活できるためには、入所可能なサービス体制が急務であると。介護サービス提供はほとんどの島で実現しているという趣旨です。

同じく2 ページ目の小那覇委員の意見については、後ほど自由討議の中で御審議願います。

それでは、これまでの意見について、各所管課より審議結果(案)事務局案について説明をさせていただきます。

まず、私から説明をします。資料2 の2 ページ、番号3 です。

これについては審議結果(案)に書いていますとおり、素案の審議箇所が他部会、産業振興部会及び学術・人づくり部会の所管事項になっていますので、その部会に申入れをして、その中で瀧辺委員の意見も踏まえた形の議論を展開したいと思います。

#### **【事務局 山内青少年・子ども家庭課長】**

こちらの記載で、委員からは、民間レベルでもシングルマザーへのリカレント教育などの具体的な活動ということで御紹介がありまして、部会に送る際にはこちらの記載の参考というところで、県のひとり親施策におけるリカレント教育では、いわゆる学び直しの観点で県でやっている施策としまして、就職や転職・キャリアアップに有利な資格取得を目指すひとり親に月額最大14万円を生活費として支給し、資格取得を支援する事業のほか、ひとり親が利用しやすいよう、親の受講中に同じ施設内で子の保育サービスを提供して実

施する経理事務の資格取得講座等を開設しておりますということで、今県で行っている事例を参考として記載して申し送りとしたいと考えております。

以上です。

**【事務局 久貝福祉政策課長】**

以上、事務局から今回の議事(1)から(3)まで駆け足で説明をさせていただきました。十分な議論をする時間を確保するための説明ですので、御理解願いたいと思います。では一旦、会長につなぎたいと思います。

**【安里部会長】**

説明ありがとうございました。

議事1、議事2、議事3について説明いただきまして、なかなかあちらに飛んだりこちらに飛んだりしていて、理解したかなと思ったら次の場面に行ったりして、委員の先生方十分に御理解できているかと思いつつも、一通り詳しく説明していただきました。

**【事務局 久貝福祉政策課長】**

すみません、回答に一部漏れがあったようです。

**【事務局 仲村子ども未来政策課長】**

資料2の3ページを御覧ください。

学術・人づくり部会の喜屋武委員からの意見がございまして、こちらは先ほど説明があったように、生活支援と経済支援にとどまっているように受け取られないかという御質問と、自己肯定感や自己有用観を育てることが大事ではないかという2点の御意見がございました。

御意見を踏まえまして、これは後ほど小那覇委員のところでも出てきますけれども、タイトルを2(1)イ①「生活支援の充実」を「生活及び教育支援の充実」に修正いたします。現在でも文章の中身では教育に関して触れてはいますけれども、タイトルで分かりやすいように教育という文言を盛り込んだということでございます。

それから、自己肯定感を育てることを見据えた支援体制に関しては、既に54ページのつながらる仕組みの構築や55ページの生活支援の充実のほうで、子どもの貧困対策支援員の配置や子どもの居場所の利用について触れておりますので、そちらで読み取れる内容となっております。

**【事務局 山内青少年・子ども家庭課長】**

続きまして、資料3の1ページ、他部会の喜屋武委員からの御質問で指標について定着

率はどうかという御提案に対して、右側の審議結果を御覧いただきながら御説明いたします。

県におきましては、子育てと生計維持という二重の役割を一人で担うひとり親家庭に対しまして、まずは自立への第一歩として、個々の事情を踏まえた就労先の確保に取り組んでいることから、ひとり親支援に係る成果指標を「就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数」としているところです。

就労後の定着支援につきましても、自立支援事業の中でフォローを実施しております。今後ともひとり親の生活の安定と収入の向上に向けた取組を支援してまいりたいと思っております。

指標につきましては、原文のとおり「就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数」ということでいきたいと考えております。

以上です。

#### **【事務局 屋我高齢者福祉介護課長】**

高齢者福祉介護課の屋我と申します。

私からは続いて資料3の2ページをお願いいたします。

離島過疎地域振興部会の古謝委員からの御提案で、3行目になりますが、2-(7)-ウ-②離島における安全・安心な生活の確保というところで、公平・良質な医療や福祉サービスの確保の施策の指標としまして、現在指標名「介護サービスを受けられる離島数」としているところですが、委員の御意見として、「入所介護サービスを受けられる離島数」にしてはどうかという御提案がありました。

審議結果は、事務局としては、原文のとおりとさせていただきたいと考えております。離島における介護サービスにつきましては、地域の実情やニーズに応じて入所・通所等多様な介護サービスの提供によりまして高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるように支援したいということで、このような指標を設定しております。

また、離島における介護サービスについて、運営費等の補助も現在行っておりまして、引き続きサービス提供の維持に向けて支援してまいりたいと考えております。

介護サービスの支援という部分は、現在市町村が行う介護施設の運営や島外から介護サービス事業所に対する渡航費について補助をしておりまして、一括交付金を活用した島嶼型の総合支援事業となっております。県でもこの補助を行いまして、サービス機会の確保、維持に取り組んでおりまして、現行の体制を維持しながら入所・通所など、多様な介護サ

ービスの提供機会の確保に取り組みたいと考えておりますので、指標は原案のとおりとさせていただきますというところでございます。以上でございます。

**【事務局 久貝福祉政策課長】**

漏れの回答をいたしました。部会長につなぎたいと思います。

**(4) 自由討議(意見交換・要望等)**

**【安里部会長】**

それでは、議事(4)自由討議に移りたいと思いますけれども、振興審議会委員や他の部会の専門委員からの意見がたくさんあったようで、その中でも福祉部門と保健医療部門、両方出されていましたが、今日は福祉部門を中心ということですので、どうぞ御自由に御意見、あるいは確認、質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

**【岡野専門委員】**

私からは資料9. 新たな振興計画(素案)についての意見でもよろしいでしょうか。

資料9の6ページ、8行目からになりますが、「子どもの貧困の抜本的な解消に向けては、子どもの年齢に応じて適切な支援機関へつなげる総合的な支援と併せて、困窮する家庭の家計や雇用の質の改善などによる」と書かれておりますが、今コロナの影響で企業さんに力がなくなってというところでは、かなり雇用の量も不足している状況があります。こちら雇用の質と書かれておりますが、雇用の量ということも書き加えてはいかがかと思ひます。

**【安里部会長】**

事務局から御意見ございますか。

**【事務局 仲村子ども未来政策課長】**

後ほど自由討議の中で、小那覇委員から提案のあった御意見で、この部分、実は大分文章を修正しております、そちらでどういうふうに文章を修正したかということをお説明した後で今のお話ができればいいのかと思ひて思ひますが、よろしいですか。

**【安里部会長】**

それでよろしゅうございますか。

**【岡野専門委員】**

あと2点ほど、よろしいでしょうか。

同じ6ページの21行目です。「社会生活の中で必要な健康保険、税金、年民等とともに、将来働く上で必要な労働関係の基礎知識も重要である」と書かれておりますが、貧困の御家庭の支援をしていく中で、同じように基礎知識として持っていただきたいのが金融関係の

知識だと思っております。金融リテラシーというようなものが非常に必要だと思っておりますので、そちらに関しては金利やローンの知識など金融関係、日々の家計管理というところも基礎知識として持っておいていただきたいので、「労働関係や金融関係の基礎知識」ということを入れ込んでもいいかなと思っております。

もう1点、併せてよろしいでしょうか。

同じページの29行目になります。「貧困状態で暮らす子どもとその保護者に必要な支援及び支援者がつながる仕組みを構築する必要がある」ということで、「国・県・市町村、教育・福祉等の関係団体」と書かれております。こちらも子どもの貧困の解消ということでは、やはり親の貧困問題ということになりますが、親御さんの貧困問題は本当に様々な分野の課題があるので、縦割りではなく横串を刺しているいろいろな行政との分野の連携が必須だと思っております。こちらは福祉の後に「雇用」という文言も入れていただければと思います。

意見としてよろしくお願いたします。以上です。

#### **【安里部会長】**

ただいま岡野委員から2件について御検討のほどという御意見がございましたが、よろしくお願いたします。

#### **【事務局 仲村子ども未来政策課長】**

1点目の金融関係の知識については、こちらも実は小那覇委員の意見に対する回答の中で大分文章が変わっておりますので、そちらのほうで回答させていただければと思います。

2点目の教育・福祉の後に雇用という文言を入れてはどうかという御意見ですけれども、これについては教育・福祉等の関係団体の後にNPO、ボランティア、企業、大学等といういろいろな言葉がつながっていきますので、どこかの中で雇用関係の団体が読めるような形で検討させていただきたいと思っております。また後ほど次の部会なり、その後の部会で回答させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

#### **【岡野専門委員】**

ありがとうございます。

#### **【安里部会長】**

ほかにどうぞ、高良委員。

#### **【高良専門委員】**

高良です。よろしくお願いたします。

素案の18ページ、6行目、介護サービスの充実というところがありますが、「施設整備等

の介護基盤の整備や、介護サービス事業の効率的な運営が困難な離島地域における介護サービスの提供機会の確保に取り組む」という文言がありますが、今現在、沖縄県では離島だけではなくて、県内全域で介護サービスの提供に取り組む必要があると思いますので、離島地域というわけではなくて「県内全域」という文言に変えてはどうでしょうかという意見です。よろしくをお願いします。

**【安里部会長】**

離島はもちろんのこと、県内全体でも介護サービスが不十分だという現状が著明なわけですね。

**【高良専門委員】**

そうです。人材もそうですし、介護事業所も以前は離島だけの問題であったのですが、今は県内全域で介護サービスの不足がありますので、離島に限らず県内全域という言葉を入れたほうがいいかと思います。

**【安里部会長】**

この点につきまして、どうぞよろしくをお願いします。

**【事務局 屋我高齢者福祉介護課長】**

委員御指摘のように、県内では高齢化の進展に伴いまして介護従事者、介護職員の不足は、現在でも不足の状況で、今後ますます注視していかなければならない状況となっております。確かにこの部分については離島に限ったお話ではございませんので、ここの表現、県内全域にするかどうかというところは検討させていただいて、全島的にと御意見は承って考えたいと思います。以上です。

**【安里部会長】**

ほかにございますでしょうか。

本村委員、お願いいたします。

**【本村専門委員】**

貴重なお時間ありがとうございます。

今、介護の専門職員が足りないということは本当に大変な状況だと思いますし、それ以外にいわゆる相談系の人材もあちこちで足りないということをどう把握されているかが課題ではないでしょうか。そこは幾ら予算があっても、どうしても非常勤的な職員の待遇が低いこともあって、失業率が高いと言われる状況においても例えば県の相談所の非常勤ですら募集してもなかなか来ないという状況があちこちから届いてきています。

これは大学や専門学校等において、相談系や介護系も含めて人材教育がそもそも根本的に充足しているのかどうか等をしっかりと把握しないと、せっかく確保された予算が有効に活用されないということになり、例えば、貧困対策だと子どもたちへの支援が十分に行き届かないことになると思います。

そういう意味では確保の点と、そういう状況でせっかく人材として確保されてもトレーニングや研修会などを実施しても、研修を受けた人材がそこにとどまっているのかという研修の費用対効果というか、いわゆる研修効果が永続的に続くような状況になっているのかも含めて全体的な把握が必要ではないでしょうか。人材確保というのは他の観光などいわゆる経済振興における人材育成についてもそうだと思うのですが、やはり県という、より上位の全体を見渡すような組織が責任を持って把握してもらわないと、なかなか現場のほうでそれを対応するのは厳しいのかなと思います。この点に関する書きぶりを含めて、沖縄県の考え方あるいは既に素案のほうで触れているかどうかを含めて御回答いただければありがたいと思います。以上です。

#### **【安里部会長】**

介護のみならず、福祉・介護領域全体において相談員が少なく、その人材の育成が急務であると。予算を有効的に使われてないところで、どこかにストックされて次年度に回せるのか、そこはよく分かりませんが、どうぞ御回答をお願いいたします。

#### **【事務局 久貝福祉政策課長】**

全体にまたがるので私から説明します。

今回の振興計画でも人材育成というのは大変重要な課題ということで、それに特化した部会が今つくられています。そういう中で細かな議論をしていきますが、多少紹介します。資料9の33ページの16行目、(4)人口減少に対応し、地域社会を支える人づくりと人材の確保の中で、22行目、「多様な職業能力の育成・開発、持続可能な地域づくりを担う人材の育成・確保、医療・保健など地域の安心を支える人づくりに取り組む」ということを受けまして、34ページに様々な地域づくりを担う人材の育成ということで、①リーダー、②ボランティア、③保育士、④福祉・介護人材の育成、こういう中で、特に④の福祉・介護の中では業種別・階層別研修の充実などの育成についても触れられています。その中で今本村委員からの提言について、もし肉づけができるようであればこういったことも検討していきたいと思いますし、人材育成の部会の中でも十分に議論をしていきたいと思います。よろしく申し上げます。



**【安里部会長】**

ほかにございましたら、どうぞ。

米須委員、お願いいたします。

**【米須部会長】**

介護の審査委員もやっているのですが、施設の充実が行われていないために小さな施設のほうが点数の削除が多くて、結局一生懸命やっても、それがなかなか評価をされていないというところがありますので、できましたらその施設間の整備をしていただく、体制を整えていただくことによって査定されないような仕組みをもう少しつくっていただけたら、人材育成も大切ですが、施設間の充実というか整備体制も必要かなと。格差がすごくあるような感じがして、例えば大きな施設間で行って連携されているところはうまく点数を取られているのですが、個人で経営されているところはなかなかその教育がなされていないために、査定、査定で収入もますます減っていくし、サービスはするしということで、悪循環が起きているのではないかということを審査員会に出るたびに思います。その辺のところをどこかで記載していただくなり、そういうところも根本的に考えてはいかがかなと思います。以上です。

**【安里部会長】**

ありがとうございました。介護施設等で連携を充実させながら、そこでいろいろな情報交換をしてレベルアップしていく人材の教育とか育成という話でございます。米須委員、この件につきまして、介護施設と考えていいですね。

**【米須部会長】**

介護施設です。

**【事務局 屋我高齢者福祉介護課長】**

御意見ありがとうございます。

介護施設での介護報酬等の算定等に係るような御質問にもなっているのかなと思います。それぞれの施設の規模もあると思いますが、介護報酬の算定につきましては職員の処遇改善の観点から、経験年数や資質向上の取組や昇給の取組などを行った事業所には報酬の点数を高く配点して、加算をつけて事業所の安定的な運営にもつなげるというような取組が介護保険制度の中で行われております。また、そういった体制をさらに強めるために、令和元年10月からは特定の処遇加算の改善も制度として入っております。

前段の処遇改善につきましては、大体9割ぐらいの事業所でそういった加算の取組をさ

れているかと思いますが、令和元年の特定加算の改善などは始まって間もないというところもあってまだ事業所さん伝わっていないような部分がありますので、県でもその周知に務めたいと考えております。

委員のお話の施設での連携などという部分は、計画の中では人材育成や福祉の人材確保、そういう取組にもつながってくるものかと思いますが、中に入れられるかどうかというのは少し検討させていただきたいと思います。以上です。

#### 【安里部会長】

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ、村田委員。

#### 【村田専門委員】

今のお話を聞いていて、現場の視点から少しお話しさせてください。本当に現場では今実践者がいないです。そういう意味では、例えば資料9の18ページにありますように「障害者の地域移行を促進するためにグループホームの創設等に対する支援に取り組む」というその支援はどのような内容の支援なのかなど。県はどのような支援をしてくれるのか。例えばお金の支援ですか、それとも人材を育成する支援ですかということです。

というのは、グループホームには株式会社がいろいろなところが参入しているわけです。お金になると思えばこうやってグループホームがどんどんできるのに、虐待もすごく増えているということに私たちはもっと目を向けていかないと、こういうものはいいことでまとめたように感じますが、実際は現場で事件が起きているのに、その現場の事件に目を背けてはいけないのではないかと常々感じています。

今おっしゃるように例えば研修を受けたときに費用対効果はどうなのかというと、研修を受けて、あたかもそこに参加していると、質がなくても既になったような気分になっていく。本当は福祉はもっともっと高いし、人一人を知るといのは奥が深くて、本来はもっと楽しいものなはずなのに、そこに行きつかない。そういうことでとてもジレンマを私は感じています。

そういう部分も含めて、困った人ほど手を挙げにくいし、貧困の話もいろいろ出てくるのですが、大変な人ほどやはり手を挙げられない人たちがたくさんいると思います。その人たちのシェルターはどうするのか。

それから、これには出てないのですが、最近は発達障害の貧困も取り上げられるのですが、**職能の(00:57:21)**人たち、そこに入っている人たちはほとんどが知的障害があったり

するわけです。そういう人たちがゼン●(00:57:27)ではなくて一人の人として迎えられて働くという部分に行かないといけないと思っているのですが、そういう仕組みをどうやってつくり出すというのが私は県の大きな課題だと思っています。それを県ができなかつたら、やはり民間に委託していくという方法もありだと思っています。そののころをみんな考えてもらえるといいかなと思っています。私からは以上です。

**【安里部会長】**

介護福祉施設における現状について、強い現状改善等の要望がございましたが、どうぞお願いいたします。

**【事務局 宮里障害福祉課長】**

障害福祉課の宮里です。村田委員、御意見ありがとうございます。

まず、グループホームの創設と支援ということですが、今障害の世界でも親御さんの高齢化や御本人さんの重症化などで、地域移行をするに当たっては受け手、グループホームは特にそうですが、ハードが少ないということで、まずグループホームを増やすということが重要だろうと考えております。

また、そういった人材についても非常に大事だということで、法定研修を中心にこれから計画的に人材を育成して、質の高い福祉サービスを提供する体制に持っていこうと考えております。

障害福祉サービスの提供についてはまだまだ過渡期で、これからもどんどん増えていくと思っております。それから、障害のある方を差別や虐待など、そういったところからも守っていく、みんなと共生できる社会をつくっていくという観点から県民の皆さんにも御理解をいただくという必要もあると考えておりますし、そういった取組もこれからどんどん必要になってくると考えております。こういった点でまだまだこれからやらなければならないことがたくさんあると思いますので、村田委員はじめ皆様の御意見を聞かせていただいて、今後よりよい障害福祉サービスをもっと充実したものにしていこうように取り組んでまいりたいと思います。以上です。

**【安里部会長】**

ほかにどうぞ。

岡野委員。

**【岡野専門委員】**

2度目の意見で申し訳ありません。あと1点だけ、質問とともに意見をお伝えしたいと

思います。

資料10の10ページの18行目、「子ども・子育て支援や延長保育、病児・病後児保育、預かり保育等のきめ細やかな子育てサービスの提供体制・環境整備に取り組む」と書かれておりますが、支援をしている中で沖縄の産業構造としては、やはり夜お勤めになる方が多いということで、観光なども含めて夜間保育の必要性もあると思うのですが、そのニーズをどう把握されているかというのと、夜間保育についても力を入れていくというようなことがあるのかどうか教えていただきたいと思います。ニーズがあるのでしたら、ぜひその辺りも入れ込むということも御検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

#### **【事務局 前川子育て支援課長】**

御意見ありがとうございます。

夜間保育につきましては、実施主体が市町村になっておりますので、地域のニーズに応じて保育所等における夜間保育を実施しているところでございます。

令和2年4月1日現在になりますが、夜間保育を実施している施設は3施設となっております。このほか延長保育等により夜8時以降も開所している保育所が3施設（※後日確認したところ正しくは4施設）となっております。

令和元年度に、市町村におきましては第二期市町村子ども・子育て支援事業計画を策定しておりまして、その際に地域のニーズ調査を実施しております。夜間保育のニーズにつきまして、県内11市に確認したところ、夜8時以降における保育所等の利用希望につきましては回答のあった1万5,564件中127件と聞いております。ニーズとしてこれが高いかどうかということも賛否両論あるかと思いますが、県としましては引き続き夜間保育のニーズに対応できるよう、市町村と連携しまして多様な保育サービスの充実に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

#### **【岡野専門委員】**

やはり子どもが家で1人で過ごすというようなことがかなり見受けられますので、ぜひ今後ともこちらのほうは御検討いただきたいと思います。ありがとうございました。

#### **【安里部会長】**

ほかにございますでしょうか。

本村委員。

#### **【本村専門委員】**

たびたび申し訳ありません。

先ほど久貝課長からお答えいただいた人づくりに関する記載があるということは、本当にありがたく思います。個人的に、前回10年前の振興審議会にも参加させていただいたのですが、こういう人づくりに取り組むという記載について同じように記載されていたのではないかという点の確認をさせてください。その上で、それで10年やってきて、先ほど村田委員から現場の切実な訴えがありましたが、人材育成が本当にうまくいくかどうかは、取り組みとともにその効果を測定するような仕組みづくりというか、全体を統括した仕組みをつくる必要があるのではという意見を述べさせてもらいたいと思います。PDCAをチェックする等、そのような仕組みに関する文言まで踏み込んで書くことで、さらに沖縄県がやろうとすることをしっかりと明記できるのではないのでしょうか。この10年で同じように人づくりを試みたけれども確保できないというような課題を踏まえた上での変化を目指すという点では、そういう有効性を確認・確保するための仕組みづくりを含めた文言をどこかで追記していただけないかという意見です。以上です。

**【安里部会長】**

ただいまの御意見につきまして、お願いします。

**【事務局 久貝福祉政策課長】**

ありがとうございます。前回の振興計画の中でも人材育成は重要であるということで、その内容については中身に盛り込んでいます。問題は、なかなか人材育成というのはすぐに効果が出にくい部分もありまして、その取組の効果がどうであったかというようなPDCAを含めた検証については、前計画の取組を評価する中でやっていたと思います。こういったことを踏まえて、今回も新しい素案の中に人材育成の項目を盛り込んでいるところです。

ただ、人材育成というのは多岐にわたって、それを数値として効果を見出すことがなかなか難しいところでもあります。その辺については人材育成の専門部会の中でも議論をしていきたいと思います。ただ、今委員からあった取組の効果、何が課題でどういったところに重点を置くかといったところは非常に重要な視点かと私も思います。

**【安里部会長】**

この点、よろしいでしょうか。

それでは、議事1、議事2、議事3に関しての質疑及び意見交換は終了といたしまして、今回第2回の福祉領域における御意見を委員の皆様から事前にいただいておりますので、

それを中心に検討していきたいと思います。

まず、3名の委員からいただいております、小那覇委員から資料2の5、6、7ページ、資料3の2ページ、4つの関連の案をいただいております。この部分から御意見いただき、それから事務局から御回答いただき、皆さんの意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【小那覇専門委員】

こんにちは。小那覇です。よろしくお願いいたします。

資料2の5ページの意見ですけれども、素案の貧困の部分、一番最初のところの52ページ、子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援に推進。ここは本当に貧困解消で大事なところだと思って読ませていただきました。それぞれの段落というのは…

#### 【安里部会長】

小那覇委員、少し聞こえなくなりましたが、御確認のほどお願いいたします。

#### 【小那覇専門委員】

聞こえますか。では、続けます。

特に、「このため」という53ページの23行目がこの部分の結論的なところだと思ったのですが、前の文章と少しつながらないと思ったので、せっかくそこはリード文的なものになるので、きちんと整理して、課題、理念、政策をまとめたほうがいいのではないかとということで提案させていただきました。

21行目の先ほども出ました健康保険、税金、年金、労働関係の基礎知識というのは、私たちも支援する中で本当に大切な重要なものだと思っているので、これは抜くのではなくて必ずどこかに入れてほしいと思いますが、入れるとしたらここではないのかなど。かなり具体的な取組なので別のページに移したほうがいいのではないかと意見を伺わせていただきました。5ページは以上です。

次に、資料2の6ページです。素案の54ページですけれども、つながる仕組みの構築と県民運動の推進が同じ項目になっているのが、実際に切れ目のない支援のために体制をどう構築していくのかという具体的な内容と、県民一人一人が子どもの貧困問題を解決するためにどう自分ができる行動をやっていくのかというのは、多少ステージが違うような気がしたので、ここはもし入れるのであれば先ほどから皆さんの中で出ている、つながる仕組みをつないでいくのは人材ですので、その人材の重要性というのはここに入れたほうがいいのかということで意見として伺わせていただきました。

今回、55ページの13行目に「食事を摂ることが難しい家庭に対し、食品等を安定的に供給する体制整備に取り組む」とあります。確かに子どもたちがまずは十分に食事を取るというのは最優先事項だとは思いますが、その世帯にどうつながってどうそこを応援していくのか、改善していくのかというのは、やはり人がやるしかないのと、それは非常に経験や知識、スキルがとても必要になると思いますし、長い取組になったときに人がどんどん変わっていくという、やはりいい支援ができないのかなと思ったので、人材のことは書いてもらいたいとは思ったのですけれども、これは記載するかしないかを抜きに県の回答を見ますと体制づくりに人材育成の取組も含まれているとありましたので、ぜひ力を入れてほしいという思いで意見を出しました。

次は、7ページになります。6ページの下は先ほどと重なるので省略します。

前回も出たのですけれど、ひとり親家庭等にどこまでを含めるかというところです。これは素案でいえば56ページになります。子どもはひとり親を支援している団体なのですが、私たちの中でひとり親家庭等と使うときの等は、寡婦という意識です。この計画ではそれに限らずという説明を県からいただきましたので、それについては分かりました。

ただ、母子世帯など子どもがいる大人が一人の世帯の貧困率は58.9%という非常に厳しい結果を踏まえてこのひとり親という項目立てがあったかと思うので、等というところであまり曖昧にするのもどうなのか、きちんと定義したほうがいいのかなという思いがしています。

1点だけ、県からいただいた資料2の7ページでも回答いただいたところになるのですけれど、私が出したのが、56ページの2行目には「ひとり親家庭等」とあって、7行目には「生活困窮者」となっているので、これは一体何が違うのかなというのもあって意見を出したのですけれど、回答を読んだときに、従来のひとり親等施策に加え生活困窮者自立支援制度においても支援するからとなっていますけれど、そうなるとういう生活困窮者は基本的にはひとり親家庭であるということが前提なのかどうか、ここは質問させていただきたいと思います。以上です。

#### **【安里部会長】**

ありがとうございました。3つないし4つの質問に加えて、新しく1つ質問がありました。これについて御回答お願いいたします。

#### **【事務局 仲村子ども未来政策課長】**

まず、5ページの御意見、理念(目標)、課題、政策、具体的取組が混在しているのでは

ないかという御指摘ですけれども、御指摘を受けまして52ページの24行目から53ページの25行目、冒頭説明したとおり現状の課題や取り組むべき方針をこちらで示しているリード文となっております。御指摘のとおりこちらのリード文を見直して、前回の素案では8つのリード文で構成されていますけれども、これを施策が漏れ落ちることのないようにしつつ、5つに整理しました。

まず、1つ目の行でどういう社会を目指していくのかという方向性を示しまして、それから3つの課題を3つの行で、まず総合的な支援やライフステージに応じた施策が必要ですよというところの課題など、2つ目が経済政策に関する課題、3つ目が教育施策に関する課題、この3つを書きました。それを踏まえて最後に5つ目に、このためこういう取組が必要であるというように取組の方向性を示した形に大きく修正をしております。

それから、先ほど岡野委員から雇用の質だけでなく量も大切ではないかという御趣旨の御意見がありましたけれども、確かに雇用の質の改善等ということも3行目に残しておりますけれども、この中には当然質の改善を大前提として雇用をきちんと確保するというものが含まれていますので、それはこの文章に含まれていると考えられますけれども、おっしゃるとおりコロナで大分状況がどうなるか分からないという点は確かにあるかと思っておりますので、その辺さらに追記するかどうかというのは再度こちらで検討させていただきたいと思っております。

それから、8文から5文に縮めた中の1つに、小那覇委員から53ページの19行から22行目は非常に大事なもので、リード文の中にこれだけ具体的なものが入っていることに関する違和感で御意見出されたと思っておりますけれども、確かにおっしゃるとおりかなと改めて見直しまして、これはリード文からは削除するという形で対応させていただいております。

5ページの右下に書いていますけれども、138ページの10行目、②若年者の就業意識啓発等の推進においても記載していると思われまますので、そちらのほうで読み取ることができますよということで、こちらのリード文からは削除ということで提案させていただいております。

それから、先ほど岡野委員からの2つ目の御意見で金融関係の知識の御指摘がありましたけれども、これについては138ページに含まれているのか、それとも追記できるのかどうかというのは担当の部会に申し送りとして意見を出しておきますので、それで対応させていただきたいと思っております。

続きまして、6ページ、ライフステージに応じたつながる仕組みと県民運動というのは



項目を分けたほうがいいのかという1点目の御意見ですけれども、こちらの県民運動の展開というのは支援機関同士や企業等が連携・協働により横の連携、そういったことも考えているので、つながる仕組みの構築と県民運動の展開は一体的に推進していきたいという考えの下で同じ施策展開に位置づけておりますので、こちらも原文どおりということにさせていただいております。

それから、人材の質の向上についてということですが、これは非常に重要であると県は認識してまして、これは今現在の原文でも体制構築や体制づくりについては人材育成の取組も含まれているという認識ですので、これは十分にその中から読み取って施策を展開していくということになります。

それから、6ページの下、こちらは先ほど説明のあったとおり、「生活支援の充実」を「生活及び教育支援の充実」ということで、教育が抜け落ちたような印象を与えないようにタイトルに教育を加えさせていただきました。

私からは以上です。

#### **【事務局 山内青少年・子ども家庭課長】**

小那覇委員から御質問がありました件について、資料2の7ページを御覧ください。

右側の審議結果につきましては小那覇委員は御覧になっているのですが、趣旨を御説明させていただきたいと思います。こちらの記述につきましては、子どもの貧困問題の解消、あるいは未然防止について子どもの支援とともに、子どもが属する世帯の保護者、養育している方についての支援、その格差を解消するような取組も一緒になって必要という趣旨で書いてありまして、こちらの審議結果に書いてありますように、子どもが属する世帯につきまして母子家庭、父子家庭、寡婦、養育者世帯、あるいはひとり親ではなくてふたり親を含めて、様々な状況があるので、我々としてはこの振興計画にそれが策定されて位置づけられた上では、それぞれの世帯の状況に応じたそれぞれの支援を次の実施計画の段階でやっていきたいという意図で、貧困調査などでもひとり親というのがキーワードとして印象として大きいので、総称的な表現として「ひとり親等」と記載しているところです。

それから、56ページの7行目で「生活困窮者」としておりますのは、様々なそれぞれの世帯への支援とともに、生活困窮者自立支援法の施策で対象となるような困窮状態に陥るような状況にある場合には、それぞれの施策と併せてこの制度も活用して重層的に支援をしていきたいという趣旨で、生活困窮者という言葉を使っております。意図としましては、生活困窮者イコールひとり親世帯という認識ではなくて、子どもが属する世帯がそういう

状況に陥った場合には重層的に支援してまいりますという趣旨で記述しておりますので、そういう趣旨で御理解いただければと思います。

以上です。

#### **【安里部会長】**

追加質問が1つございましたが、この件は。

小那覇委員、最後の質問はよろしいですか。

#### **【小那覇専門委員】**

質問を1つしたのは、県の回答のところで、従来のひとり親施策に加え、生活困窮者自立支援制度においても困窮するひとり親家庭という形になっていたもので、ここは少しふたり親世帯も含むのかははっきりしなかったので質問させていただきましたけれども、先ほどの回答でひとり親だけではなくて困窮している世帯という回答がありましたので、そこは承知しました。ありがとうございます。

#### **【安里部会長】**

ありがとうございました。

続きまして、本村委員から資料2の8ページにつきまして趣旨説明をお願いし、事務局からの対応方針をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### **【本村専門委員】**

この意見の連絡が遅れた中、短い期間で取りまとめありがとうございました。

意図について補足させて頂くと、沖縄県が養育者世帯について着目し、力を入れていることは本当に感謝しておりますが、同時に、例えば沖縄県はひとり親に養育者を含めると解釈しても、現場の市町村の運用で沖縄県がそう定めればすぐに全ての市町村がそう解釈して動いてくれるのかというところが気になっております。

もしルール上、そういうものとなっていて、それができていないなら市町村への監査等指導によって短期間で周知できるということであれば、ここに回答いただいたようなひとり親に県として含めていますということによりかなと思います。ただ、そうであったとしても、この振興計画に県民が注目しているところもありますので、この素案等で養育者世帯は課題があるということを知りたいて、地域から養育者世帯を支えていくという動きを起こすという意味では、市町村への指導や監査はそれでうまくいったとしてもこのような素案等で養育者世帯をあえて文言としてアピールするということの意義はあるかなと思ひまして、その点は補足させていただきます。以上となります。

**【安里部会長】**

ありがとうございました。

ただいまの意見につきまして、お願いいたします。

**【事務局 前川子育て支援課長】**

本村委員、どうも御意見ありがとうございます。

県としまして、誰もが安心して子どもを産み育てる環境の充実を図るために、多子世帯の保育料と放課後児童クラブの利用料に係る経済的な負担軽減などを盛り込んだ黄金っ子応援特別制度について国に要望しているところでございます。

この素案における多子世帯への支援につきましては、当然のことながら養育者世帯を含んでいると我々理解しております、その旨記載はないのですが、含むものということで実現の際には実施要項にその辺りをきちんと盛り込むなどの工夫が必要なのかなど、御意見を受けて考えているところでございます。

原文のとおりとしておりますけれども、いただいた御意見をしっかりと実現の際には市町村に指導していき、広く対象者を拾っていきたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。以上です。

**【事務局 山内青少年・子ども家庭課長】**

養育者世帯につきまして、本村委員から御提言がありました。養育者世帯については先ほど来、御質問等をいただいて説明させていただいています。資料9の9ページ、素案56ページのひとり親家庭等で含めてやっているところ、あえて特出ししてはどうかという先生の思いも十分伝わってくるころではありますが、御紹介までに下に記載しておりますように、養育者世帯の支援につきましては素案の56ページで記載していますが、県におきましては、現在養育者世帯子育て相談支援体制強化事業を実施しております。この事業については、本村先生のほうにも事業実施に多大な御協力をいただいているところです。

令和2年度におきましては、養育者世帯が埋もれていて、祖父、祖母が養育しているという実態が実は市町村、役場職員でも知らなかったり、そういう方はいらっしゃいますかと言っても埋もれていたりというのが実際に課題であるので、令和2年度につきましては世帯訪問による生活実態の把握の調査をしまして、令和3年度は圏域別の研修会の実施や支援マニュアルの支援などに取り組むということで、予算を計上して今取り組んでいるところです。

市町村への養育者世帯の事業の実施への取組の促進につきましては、これらのマニユア

ル等、あるいは支援策をつくった上で、今後どう展開していこうかというところはこれから考えていかないといけないということは十分承知しております。

この振興計画の上では「ひとり親家庭等」に含めて子どもが属する世帯の支援をやっていきますということで記述させていただきますが、次年度以降の計画が策定された後の実施計画の中では、養育者世帯については養育者世帯への支援としての施策を展開していくということで洗い出していきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

以上です。

#### **【安里部会長】**

それでは、次に湧川副部会長から資料2の9ページ、趣旨説明をお願いいたします。

#### **【湧川副部会長】**

意見を述べる機会を与えてくださりまして、感謝申し上げます。

実はこの資料の中でどこどこだということはないのですが、新しい項目といたしますか、新型コロナウイルス感染症と県民生活の支援体制の強化については、医療関係はやっていきますが、福祉関係についての生活福祉資金の特例貸付について考慮をお願いしたいということです。

これはどういうことかといいますと、今現在新型コロナウイルス感染症、県民生活の中で沖縄県社会福祉協議会が県より委託を受けて実施する生活福祉資金の特例貸付については、事業がスタートした令和2年3月からの貸付件数が緊急小口資金と総合支援資金、これはいずれも資金の種類でございますが、延長・再貸付けを含み、合わせて約11万件、貸付決裁金額が450億円を超えております。令和3年7月27日現在でございますが、貸付件数、貸付決定金額とも全国で上位となっております。また、令和4年度より10年余りにわたり償還期間が始まることとなっております。

今後は上記貸付事業だけでは生活の立て直しが厳しく、7月より新たにスタートした生活困窮者自立支援金、これは国から出たものでございますが、この申込みや生活保護制度の利用者が増加していくことが想定されます。

ひいては、新型コロナウイルスの長引く感染拡大は沖縄県民の失業や収入減少をもたらし、県民生活へ多大な影響を及ぼしている。県民生活を支える総合的・継続的な支援策の確立が必要だと考えます。

新型コロナウイルス感染症の収束も見据えながら、今後の県民生活の立て直しを支える

生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、生活福祉資金貸付事業等の支援体制の強化について計画へ追記することをお願いしたいと思います。

以上です。

**【安里部会長】**

すばらしい貴重な御意見、ありがとうございました。

この件に関して、事務局の対応方針をお願いいたします。

**【事務局 久貝福祉政策課長】**

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う記載の仕方ということで、湧川副部会長から県民生活の支援体制の視点から追加してはどうかと。その事例として生活福祉資金貸付制度の事例を掲げて御説明があったところです。

県社会福祉協議会の支援の下で大変な数の利用者、金額の実績が今上がっていて、確かに今後返済事務など対応する業務の体制強化も望まれてきます。

このコロナ関係ですけれども、先ほどもひとり親の雇用の中でも出てきましたが、福祉分野に限らずいろいろな分野に相当またがる案件になっていますので、この内容については企画部とも調整をさせていただきたいと思います。今事業を幾つか入れていますけれども、その事業等を素案の中に入れ込むのが適切かどうかということも含めて少し考えさせてください。

ちなみに、保健医療部に一番影響のあるところですが、参考までに資料9の12ページ、30行目、質の高い医療体制の検討、これは第3回部会でいろいろ議論されるかと思えます。60ページにかけていろいろ取組の内容があって、15ページの13行目、②の17行目、ここで初めて新型コロナウイルス等の新興感染症について触れられています。

3つ目の19行目ですが、医療現場においてはスタッフ、病床、機材等十分ではないと。こういった新興感染症に対応するための取組ということで、医療従事者の支援体制の強化などいろいろなことをここで触れていますけれども、この内容に沿った形でできるかどうかは少し福祉の部分についても検討させてください。ただ、いろいろなところにまたがるので整合性が取れるかどうかというのは企画部の意見も聞いてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。委員の趣旨はよく理解しているところです。

**【安里部会長】**

では、もう1点、お願いいたします。

**【湧川副部会長】**

ただいまの御回答ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

もう1つは、64ページの9行目、(4)高齢者・障害者を支える福祉サービスとセーフティネットの充実ですけれども、このセーフティネットの考え方、位置づけについてです。

理由というのは、「セーフティネット」は基本的に子どもから高齢者、障害者を含め、全県民に係るものであると理解しております。県が進める「誰一人取り残さない」という施策の基本コンセプトとも関連する重要な施策であると考えます。

しかしながら、素案の記載内容においては全体的に「高齢者・障害者等の福祉サービス」を中心とした内容の印象を受けます。

国においては、「地域共生社会の実現」を基本コンセプトに、社会福祉法の改正をはじめ、具体的な施策として「包括的な支援体制整備」を位置づけ、新たなセーフティネットの構築を目指しています。

以上のことから、県が進める「誰一人取り残さない」という施策を推進するためにも、記載内容を再検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### **【事務局 久貝福祉政策課長】**

ありがとうございます。

64ページの(4)高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネット、この名称が少し高齢者と障害者に偏っているのではないかということですが、この障害者等の中には様々な人を想定しています。いわゆる支援が必要な制度のはざまに埋もれたような方々もここに入れていきます。64ページの18行目、アは高齢者です。65ページの13行目、イは障害のある方のことを書いていますが、66ページの18行目、ウ、ここで日常生活を支える福祉サービスの向上ということで、この中にひきこもりや困窮する世帯に対する支援なども入れていきます。

今湧川副会長からあった地域共生社会の実現については、①福祉サービスの包括的な支援体制の強化の中の2つ目の四角、27行目、「地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村における包括的な支援体制づくりの推進に取り組む。」、これは何を言うかといいますと、委員からあった社会福祉法の改正によりまして、市町村の社会福祉計画を策定することになりますけれども、その中に子どもから高齢者、障害者も含めて包括的な支援体制づくりを盛り込んでいきたいと。やっていくようにということがありますので、そういった強化に取り組んでいきたいと。

67ページ、具体的には9行目、③ひきこもり支援ということで、ひきこもりは子どもか

いろいろな幅が広いのですけれども、12行目、自立相談から介護相談まで複合的な相談ができる窓口の一本化、こういった支援をつなげていく仕組みづくりをやって、中高年のひきこもり、いわゆる今度課題になるであろう8050問題も含めた対応をしていこうということで、高齢者や障害者だけではなく、こういった制度のはざまにある支援が必要な方々へのことについてもここに書いているということで理解していただきたいと思います。

子どもについては、前段の貧困対策から子育て支援について、その部分で盛り込んでいくということで理解を願いたいと思います。よろしくをお願いします。

#### **【湧川副部長】**

この中で老人や障害者のことだけではなくて子どものことも一緒に出してほしいというのがお願いなのですが、これは皆さん方のいろいろなものがあると思いますが、そういうことで御考慮をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

#### **【安里部会長】**

ありがとうございました。

委員からの素案に関する意見は以上でございますが、関連体系図(案)に関する意見が1件ございまして、資料3の2ページ、小那覇委員から意見を求められております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### **【小那覇専門委員】**

指標のところです。ひとり親家庭の今の指標が、就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数というのが指標になっています。比較的この指標、いろいろな計画の中でひとり親家庭の部分では使われている指標かなとは思っています。

確かに就業相談からそれに応じた就職につながるというのはとても大事なことではあるのですけれど、現実にはひとり親家庭の親の就業率は全国的にも高い状態です。問題は、働いているにもかかわらず、なかなか厳しい経済状態から抜けることができないということを考えてとき、やはりそれは何かというと非正規雇用やパートしか仕事がないなどという形なので、思い切ってこの成果指標、正規雇用率という形に持っていった方がいいのかなという趣旨で提案させていただきました。

以上です。

#### **【安里部会長】**

事務局からのお答えをよろしくお願いします。

#### **【事務局 山内青少年・子ども家庭課長】**

ありがとうございます。趣旨としてはよくこちらも承知しております。

資料3の2ページの下の段で今の質問と審議結果を書いておりますが、1段落目につきましては先ほどの御説明と重なりますので、県としまして、まずは自立への第一歩ということで就職に結びつけるというところで力を入れているというところでやっております。

今実際に御紹介ありましたように、ひとり親家庭の正規雇用については、就職に有利な資格取得を目的とする講座や正規雇用を進める事業者への助成等を県として実施しているところでありまして、正規雇用についても力を入れていかなければいけないということで取り組んでいるところです。

数値につきましては、正規雇用の割合や指標が毎年統計資料としてなかなか出るものがなくて、県の調査としては5年ごとに実施している数字で、全国の数字を取る場合でも年度もずれて全国の数字と比較しながらやっているという事情もありまして、我々として指標をどうすべきかということについては、実際県がやっている施策がどう反映されているのか、これは今後策定する実施計画、実施計画はPDCAで回していきますので、その年々の数字が出て、その数字で県の施策が効果を出しているのかなどが見れるような指標というところでいろいろ考えまして、その上で指標としては毎年数字として把握できる就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数と。これが県の施策が効果を上げているということで、追いかけていきたいということで提案していきまして、提案の趣旨もよく分かって、そこの視点も大事ですが、指標としては原文のとおりとさせていただきたいと考えております。御理解よろしく申し上げます。

#### **【小那覇専門委員】**

分かりました。ありがとうございます。

#### **【安里部会長】**

それでは、事前に委員の方々からいただいている意見交換等は以上でございます。

まだ10分ほど時間ございますので、ほかに御意見ございましたら、御随意にどうぞ。

宮城先生、どうぞ。

#### **【宮城専門委員】**

小児保健協会の宮城でございます。

5ページの29行目、「子どもの貧困を生み出さない社会経済構造の構築を図る」とありますが、この意味は貧困があっても解消するのか、それとも貧困家庭をつくらないのか。どちらなのか、読んでいくとずっと中途半端な形になっていて、貧困の人でも貧困ではない、



いろいろな権利が受けられる、そのような対象という形になっているのですが、その途中にある誰一人取り残さない社会というのは、貧困自体をなくすのか、それとも貧困でもそういう社会で十分生きられるようにするという社会を中長期的に目指していくのかというのが、この5ページから7ページの間でよく分からないです。

そこで、私は昔から貧困問題が出てきたときに取り上げてきたのが、やはりつながる仕組みの構築ということで、貧困家庭をつくり出さない。貧困家庭をなくすということと同時に貧困の家庭を解消していくと。そういう二本立てでやっていかないと、実際に生み出さないというのは解消できないのではないかなということ述べていたのですが、県の考えとしてはどうなのですか。生み出さないというのは中長期になっておりますが、どちらを言っているのでしょうか。よろしくをお願いします。

**【事務局 仲村子ども未来政策課長】**

非常に難しい質問かなと思いますけれども、生み出さないというのはもちろん究極的なといいますか長期的に重要な課題になると思いますけれども、貧困というのは現実問題、一定の割合で今沖縄では子どもの貧困率が全国平均よりも大分高止まりしております、そこに対してはつながる仕組みや生活支援の充実など、そういったことで貧困をカバーしていく、様々な施策を講じていく必要があるのかなと思っております。

すみません、答えになっているのか分からないのですけれども。

**【宮城専門委員】**

つながる仕組みが貧困を生み出さないことの基本かなと思っております。そういう意味では、せっかく第1番目に挙げてきたことに対してある程度具体的な方策を書いてもらうと、つながりができるのかなと。先ほど小那覇委員の言っていたことと同じで、たくさんいいことが書いてあるけど、つながらないねというのはそこら辺にあるのかなと思っております。よろしくをお願いします。

もう1つ、資料9の18ページの13行目、簡単な質問で言葉の使い方ですが、「障害のある人」というのは何を指しているのか。わざわざ障害者という言い方をしていないのはどうしてなのでしょうかとこの質問です。よろしくをお願いします。

**【安里部会長】**

表現の問題ですね。

**【事務局 宮里障害福祉課長】**

県では、障害のある人もない人も共に暮らしやすい条例がございまして、共生社会を目

指すための条例がございます。そういったことから障害のある人ということで、ある人もない人もという意味合いを込めて、ここではこういった表現になっているところがございます。以上です。

#### 【宮城専門委員】

そういう政策の中から出てきたということでしょうか。実は最近、岐阜県の飛騨市長がおっしゃっているのですが、障害のある人とこれから障害になる人しかないのではないかと。人間はみんな年を取っていったら障害を持つので、障害のある人ない人という言い方は本来は正しくないのではないですかというような言い方をされていたものですから、そこから辺が少し気になったので御質問させていただきました。ありがとうございます。

#### 【安里部会長】

ほかにございますでしょうか。

村田委員、どうぞ。

#### 【村田専門委員】

昔のことを言うと少しおかしいかもしれないのですが、私たちは先輩方の背中を見て、つないできたんです。歴史を必ずたどったんです。知的障害の歴史は糸賀一雄さんから始まって、田村一二先生がいて、アール・ブリュットつながったよねとか、そのようにつながりが全部あったわけです。でも、今はたくさんの事業所があるのに、県内だけで2,000ですよ。そういうものをどうまとめるかということ、先輩方はもういないのです。それを伝えていく人たちも、熱い心を持った、本当にファイターと言われるような、例えば沖縄で言うと●●●の山城ヤスエ(01:52:31)さんとか、そういう人たちの歴史を知らないわけです。それをつくってきた人たちの歴史に学ぶというよりも、自分たちの事業がどれだけ儲かるかということになってしまっているのです。人を大事にするというのは、実は沖縄のとても宝物だと私は思っています。ゆいまーるというのも今死語になりつつあるではないですか。もっと上からつなぎながら横にネットワークをつなぐといった、そういうことがどうしたらできるのだろうと。いつもそれを悩むのです。そういうのがどこかに沖縄らしい人を大事にするシーンが、自分が大事にされるということに返っていくと、多分にもっといいものがつくれるのになと。本当は沖縄はもともとあったゆいまーるの島だから、それは福祉の島だよねというところにつながらないだろうかといつも思うのです。

ですから、高齢者は高齢者、子どもは子ども、困っている人もいろいろな人がいて、多様性がある、そのところで排除しないというような、何かそういうシェルターみたい

なものがどこかにまとめるところがあると、この問題はここへ行って、この問題はここへ行ってということがもっと分けられないのかなとときどき思います。そうしないと逆にたらい回しになってしまって、疲れてしまって貧困の問題もそこで終わってしまう、障害者の問題もどうしたらいいのか、**食道に(01:54:05)**引っかかったら誰が助けるのか。いいことづくめだけど実はつながっていない。そんな矛盾点を現場にいてとても感じます。

すみません、これは少し愚痴になっているかもしれないですが、考えていただきたいなというところです。

#### **【安里部会長】**

ありがとうございました。時間があれば次回の保健医療分野の点はもう少し御意見を伺いたかったところでございますけれども、時間もほとんどございませんので、あと1つ何かこれだけは福祉のところ追加したいというものはございますか。よろしいですね。

(意見なし)

これまでいただいた御意見等について、一通り審議が終わりました。

そろそろお時間となりますので、本日、委員からの意見について、事務局からほとんど回答しているような感じですがけれども、できなかったものは次回回答し、検討が必要なものは部会の最後に部会意見として示すこととなります。

どうもありがとうございました。

#### **【事務局 神谷総務企画班長(福祉政策課)】**

安里部会長、委員の皆様、本当にありがとうございました。

本日は、お忙しい中、長時間にわたり熱心な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

次回の日程は、9月9日・木曜日を予定しております。開催通知、会議方法等については、今後、事務局から御連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、沖縄県振興審議会第2回福祉保健部会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

**閉会**